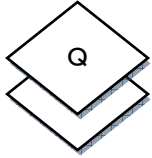




労働相談Q & Aで解決！

退職させてもらえない(雇用期間の定めなし)



正社員として5年間勤めています。事情があり、今の職場を辞めたいので、上司にその旨を伝えたところ「忙しいので辞められたら困る。辞めるなら、代替りの人間を連れて来い。」と言われました。どうすればよいでしょうか。

A 期間の定めがない労働契約の場合、退職したい日の2週間前に解約の申し入れを行えば、代替りの人を探さなくても、退職できます。

解説はこちら

- 民法では、期間の定めがない雇用契約の場合、労働者は退職の申し出をすれば、使用者の同意がなくても2週間後に退職できるとされています（民法第627条第1項）。

どうすれば？

- 契約内容が、雇用期間の定めがないものかも一度確認しましょう。
- 就業規則の退職に関する規定を確認し、規定があればその規定に従って退職の手続きをしましょう。
- また、退職の申し出は、後のトラブルを防止するためにも書面で行いましょう。この場合の書面は、「退職届」となります（「退職願」ではないので注意が必要です。）。
- 退職の手続きが定まっていない場合は、退職の申し出は勤務先の人事権を持っている人に申し出ましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181